

○生駒市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例

生駒市社会教育委員に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条及び第18条の規定に基づき、生駒市社会教育委員の設置、定数、任期その他必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 略</p> <p>第3条～第5条 略</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条及び第18条の規定に基づき、生駒市社会教育委員の設置、<u>委嘱の基準</u>、定数、任期その他必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 略</p> <p><u>(委嘱の基準)</u></p> <p>第3条 <u>委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから生駒市教育委員会が委嘱する。</u></p> <p>第4条～第6条 略</p>